

令和4年度

住民税均等割非課税世帯臨時特別給付金申請方法

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）の受給には次の手続きが必要です

申請手続方法

1. 同封の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書の内容を確認ください。
※確認事項は裏面を参照ください。
2. 同封の返信用封筒に確認書（✓済、署名済のもの）を入れて、速やかに返送ください。

(市) 五島市では返送のあった住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書について、振込口座や記入漏れ等がないか内容の確認を行います。

(市) 給付金の支給は、確認書を受理した日から2～3週間後になります。

※確認書の返送がないと給付金の振り込みを行うことができません。
速やかに確認及び返送をお願いします。



五島市で支給対象となる住民税非課税世帯について

1. 令和4年6月1日現在で五島市に住民登録されている世帯
※令和4年6月2日以降に五島市へ転入してきた世帯は、転入前の市町村が支給を行います。
2. 世帯員全員が、令和4年度住民税非課税である世帯
3. 世帯員全員が、住民税が課税されている者に扶養されている者からなる世帯でない
※親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や、子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）は支給対象外となります。


非課税世帯等に対する給付金の申請期限は令和4年11月30日までです。

令和4年12月1日以降の申請は給付の対象外となります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金問い合わせ先

五島市社会福祉課臨時特別給付金係

受付時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）

 **72-6121（直通）**



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。